

申入れ等報告様式（助成契約書第5条（1）①）

なかの消費者支援ネットワーク

事業者 (業種)	時期	申入れ等の内容【根拠法令】	事業者の対応状況
<p>記 入 例 (株)●●● 美術学院 (美大受 験予備 校)</p>	<p>2021/7/ 13 ~ 2021/9/ 2</p>	<p>当該学院が消費者との間で、契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行わないこと。 ①芸大・美大予備校コース通年コースの在学契約において ア. 分納学費の支払いを受けるにあたって、分納した入学者が退学する場合には、未納分の学費を完納しなければならないとする意思表示。 イ. 授業開始後の学費の返金はしない（AO入試・推薦入試合格による退学も含む）との意思表示。 ②講習会の受講契約において、納入後、受講料は理由の如何を問わず返金しないという意思表示 【消費者契約法第9条第1号】</p>	<p>当機構からの申入れに従い、ウェブサイトの表示等すべて是正したとの回答を受領。 合意書を取り交わし終了。</p>
<p>1 東邦商事 株式会社 駐車場</p>	<p>2021/6/ 29 ~ 2021/10/ 13</p>	<p>当該株式会社にも過失あって借主に損害を与えてしまった場合であっても、一切の債務不履行責任及び不法行為責任を負わないとする契約条項の削除または修正を行うこと。 ①月極駐車場使用契約書第8条の表示 第8条 甲は、乙がこの駐車場を使用中の車の管理、保全の責を負わないものとし、乙が駐車場使用中に生じた火災・盗難・事故・その他天災事変を含むいかなる損害についても甲はその責を負わないものとする。 また、他車による無断駐車についても甲はその責を負わないものとする。 【消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号】</p>	<p>当機構からの申入れに従い、該当条文を是正したとの回答を受領。 終結連絡を發出し終了。 ①変更後の条文 第8条 甲は、乙がこの駐車場を使用しゅうの車の管理、保全の責を負わないものとし、甲の過失なく駐車場で生じた自動車の盗難・事故・破損・火災・他車による無断駐車・その他天災事変を含む損害についても、甲はその責を負わないものとする。</p>

<p>2</p> <p>アソビュー株式会社</p> <p>Webサイト</p>	<p>2021/8/18 ~</p>	<p>当該株式会社が会員（利用者）の了承を得ることなく、貴社が利用規約を一方的に変更できる旨を定めている利用規約条項の削除または修正を行うこと。その他</p> <p>①本件規約第1.4条1項の内容</p> <p>第1.4条（本サービスの変更等）</p> <p>1. 当社は、本サービスの全部又は一部をいつでも任意の理由で変更、追加、中断、終了（以下、本条において「変更等」といいます。）することができます。</p> <p>【改正民法第548条の4、消費者契約法第10条】</p>	<p>継続中</p>
<p>3</p> <p>アトラスデザインワークス株式会社</p> <p>光回線</p>	<p>2021/8/18 ~</p>	<p>当該株式会社による広告における、価格等の取引条件につき、実際の本件サービスのものよりも著しく有利であると誤認される表示の修正を行うこと。その他</p> <p>①広告の内容</p> <p>「工事費用含む初期費用が0円」と記載されていますが、他方で、「工事費用含む初期費用が0円」となる条件等については何ら記載されていません。</p> <p>しかしながら、本件サービスの重要事項説明書の「その他利用料金、工事費について」の欄には、「初期費用・工事費用完全無料サービス」を受けるためには「アトラス光パック」プランをキャンペーン期間中に申し込むことが条件であると記載されています。</p> <p>【景品表示法5条第2号】</p>	<p>当機構からの申入れに従い、該当広告の内容を修正するとの回答を受領。</p> <p>継続中</p>

<p>4</p> <p>株式会社 カーブス ジャパン</p> <p>フィットネスクラブ</p>	<p>2021/8/ 18 ~</p>	<p>当該株式会社が故意又は重過失以外の通常過失に基づき会員に損害を与えてしまった場合であっても、一切の債務不履行責任及び不法行為責任を負わないとする会員規約の削除または修正を行うこと。</p> <p>① Curves 会員規約第12条の表示 第12条 会員がCurves施設の利用に関して会員自身が受けた損害、または所持品の滅失、毀損、放置について、Curves関係者は、Curves関係者に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害等に対する責任を負いません。会員同士の間を生じた係争やトラブルについても、Curves関係者は、Curves関係者に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。</p> <p>【消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号】</p>	<p>当機構からの申入れに従い、会員規約の内容を修正するとの回答を受領。</p> <p>継続中</p>
<p>5</p> <p>アニヴェルセル株式会社</p> <p>結婚式場</p>	<p>2021/10/ 13 ~</p>	<p>当該株式会社の「結婚式・披露宴会場ご利用に関する規約」において、契約の解除の時期にかかわらず申込金の100%を解約料金としてもらい受けるとあるものを、契約の解除の時期に応じて生ずる平均的損害額の範囲内の金額を設定し、修正を行うこと。</p> <p>①「結婚式・披露宴会場ご利用に関する規約」第7条のキャンセル料の定め キャンセル通告日→契約成立日から181日前まで 内訳→申込金の100%、アイテム別キャンセル料 その他</p> <p>【消費者契約法9条1号】</p>	<p>当機構からの申入れに従い、規約の内容を修正するとの回答を受領。</p> <p>継続中</p>

<p>6 株式会社サンポウ</p> <p>結婚式場</p>	<p>2021/10/13 ~</p>	<p>当該株式会社の「お申込規約」において、契約の解除の時期にかかわらず申込金の100%を解約料金としてもらい受けるとあるものを、契約の解除の時期に応じて生ずる平均的損害額の範囲内の金額を設定し、修正を行うこと。</p> <p>①貴社運営にかかる ANELLI 軽井沢のお申込規約第5条の解約料金の定め</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お申込後、挙式・披露宴の前日から起算してさかのぼって、180日目にあたる日以前に解約する場合、申込金、及び印刷物等の実費 ・ 挙式・披露宴の前日から起算してさかのぼって、179日目以降120日以前にあたる日までに解約をする場合、お見積金額の30%+申込金、及び印刷物等の実費 ・ 挙式・披露宴の前日から起算してさかのぼって、119日目以降60日以前にあたる日までに解約をする場合、お見積金額の40%+申込金、及び印刷物等の実費 ・ 挙式・披露宴の前日から起算してさかのぼって、59日目以降30日以前にあたる日までに解約をする場合、お見積金額の50%+申込金、及び印刷物等の実費 ・ 挙式・披露宴の前日から起算してさかのぼって、29日目以降14日以前にあたる日までに解約をする場合、お見積金額の80%+申込金、及び印刷物等の実費 ・ 挙式・披露宴の前日から起算してさかのぼって、13日目以降当日までに解約をする場合、お見積金額の100%+申込金 <p>【消費者契約法9条1号】</p>	<p>当機構からの申入れに従い、規約の内容を修正すると の回答を受領。</p> <p>継続中</p>
-------------------------------	---------------------	--	--